

# 国民健康保険納税通知書の見方

年度 国民健康保険税 納入通知書



①国民健康保険税は医療分・後期高齢者支援金分（通知書では支援金分）介護分（40歳～64歳）と子ども分（18歳以上）に分けて計算しその合計が世帯の保険税額になります。

こちらに記載がある方は口座からの引き落としです。

納付義務者は国民健康保険の加入にかかわらず世帯主になります。

金融機関名	
口座種別	口座番号
名義人	
納組コード	納組名称

納税義務者	
生年月日	性別
住所	

②国保税は①の内訳からさらに所得割（所得に応じたもの）均等割（1人ごとに算定）平等割（1世帯ごとに算定）から構成されています。

所得割に用いる課税標準額は所得-43万（基礎控除）した額となっております。加入者が複数いる世帯は合計の額が表示されています。

③収入の低い世帯や、未就学児のいる世帯は軽減を受けることができます（申請不要）。軽減がかかっている場合はこちらに軽減額が算定されています。

④各区分の税額を計算した結果が表示されています。

特別徴収の欄に金額の記載がある月は、年金からの天引きになります。普通徴収の欄に金額の記載がある期別は、口座振替による納付又は、納付書での納付をお願いします。既に口座振替を依頼されている場合は、この通知書には納付書を同封しておりません。

年度 国民健康保険税の算定明細				被保険者番号				通知書番号				
区分	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)	課税標準額	税率	税額(円)
所得割	円 × %			円 × %			円 × %			円 × %		
資産割	円 × %			円 × %			円 × %			円 × %		
均等割	人	円		人	円		人	円		人	円	
平等割												
合計(A)												
軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分		
	所得割額			所得割額			所得割額			所得割額		
	均等割額			均等割額			均等割額			均等割額		
	平等割額			平等割額			平等割額			平等割額		
	軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)		
税戻額(C)												
増減調整額(D)												
未納減免額(E)												
減免額(F)												
年税額	①			②			③			④		
(A-B-C+D-E-F)												
徴収方法				年税額			1年間の保険税額			円		
特別徴収義務者				①+②+③+④								
特別徴収対象年金												
特別徴収対象年金				円								

国民健康保険税個人明細書													通知書番号	
被保険者氏名	有資格者月数（上段：医療・支援金・子ども、下段：介護）												所得割	資産割
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

この表は加入状況が確認できます。  
 ・国保加入者で、加入している月に「\*」を記載しています。  
 ・国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)に「G」と記載しています。  
 下の段に「\*」が付いている方は40歳～64歳の介護分がかかっている方です。

加入者それぞれの所得割の内訳が記載されています。加入者ごとの保険税を確認したい場合はこの所得割の金額と、各区分の均等割（1人当たりの金額）、平等割（世帯当たりの金額）の額をそれぞれ按分することで算出できます。詳しくはHP内のよくある質問にまとめましたのでご確認ください。

期別	納付額	納期限
普通徴収	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
特別徴収	円	
4月		(来年度の仮徴収)
6月		案年度の4月、6
8月		は、特別徴収徴収
10月		で、2月の特別徴
12月		収額が天引きされ
2月		

保険料の納付方法  
 ◆「普通徴収」の場合  
 口座振替または納付書で毎月お支払い  
 ◆「特別徴収」の場合  
 年金からのお支払い（年金天引き）  
 対象年金を表記してあります  
 ◆「併用徴収」の場合  
 特別徴収と普通徴収の両方でお支払い

お問い合わせ先  
 能美市健康福祉部保険年金課  
 TEL 0761-58-2236